

第 3 次清瀬市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(案)

説明資料

1. 計画の目的

この計画は、本市の全ての事務事業(指定管理者制度導入施設を含む)を対象に、温室効果ガス排出量削減に向けた取組施策を定めるものです。

地球温暖化対策推進法第 21 条にて、地方公共団体は単独又は共同で、事務事業に係る地球温暖化対策実行計画を策定することが義務付けられています。

本市では、令和 4(2022)年に、令和 32(2050)年までに温室効果ガス排出量実質ゼロの実現を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。この宣言を契機に、令和 5(2023)年度に、本市全域を対象として、市、市民、事業者が一体となって取り組むべき目標を定める「清瀬市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下、「区域施策編」)を新たに策定し、積極的な取組を推進しています。

本市の事務事業においても、ゼロカーボンシティを実現するために、温室効果ガス排出量削減に向けた取組をさらに推進していくことが求められています。

2. 計画の構成

【第 1 章】計画策定の背景

(気候変動に関する国際的な動向、国内の動向、本市における取組状況)

【第 2 章】計画の基本的事項

(計画の位置づけ、目的、期間など)

【第 3 章】事務・事業に係る温室効果ガス削減に向けた取組状況

(これまでの温室効果ガス排出量の目標値と実績値、公共施設への再生可能エネルギー機器の設置状況、低公害車の導入状況、LED化状況、公共施設の統廃合等の状況など)

【第 4 章】温室効果ガス排出量削減目標

(目標設定の考え方、削減目標)

【第 5 章】目標達成に向けた具体的な取組

(3つの基本方針と具体的な取組、目標指標)

【第 6 章】計画の推進

(計画の推進体制、進行管理)

3.現行(第2次)計画からの変更点

施策や進行管理をより効果的に推進するため、新たに策定する「第3次清瀬市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下、「第3次」)では、現行の「第2次清瀬市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下、「第2次」)から、以下の点で変更を行いました。

①計画期間について

【第2次】令和4(2022)年度～令和7(2025)年度の4年間

【第3次】令和8(2026)年度～令和12(2030)年度の5年間

(「第3次清瀬市環境基本計画」(以下、「環境基本計画」)と計画開始時期(令和8年度)を統一します。)

②計画の基準年度について

【第2次】平成27(2015)年度

【第3次】平成25(2013)年度

(環境基本計画、区域施策編と基準年度(平成25年度)を統一します。)

③温室効果ガス排出量削減目標について

【第2次】令和7(2025)年度に基準年度比で28.6%削減

【第3次】令和12(2030)年度に基準年度比で46%削減

(第2次、第3次のいずれも、2050年ゼロカーボン達成を前提とした目標です。

第3次では、令和3(2021)年度に国が決定した「地球温暖化対策計画」における削減目標と統一します。)

④目標達成に向けた具体的な取組について

【第2次】ソフト的取組(職員による行動や意識啓発)とハード的取組(公共施設への再エネ・省エネ機器の導入など)に整理して、具体的な取組施策を記載。数値による目標指標は設定なし。

【第3次】3つの基本方針(減らす、つくる・ためる、考える・行う)に基づいて整理し、具体的な取組施策を記載。基本方針ごとに、数値による目標指標を設定。

(目的に基づいて基本方針を整理し、数値化された目標指標を設定することで、進捗状況の可視化を図ります。)

⑤計画の進行管理について

【第2次】目標達成状況の評価・分析手法については、特に記載なし。

【第3次】環境省が提供する「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム(LAPSS)」の活用を記載。

(現在、エクセルのマクロ様式により、各公共施設における温室効果ガス排出量を算出していますが、第3次の進行管理では環境省のシステムを活用し、効率化を図ります。)